

入会の手続き

《入会の資格》 臨床検査技師・衛生検査技師の免許を有している者で、各都道府県臨床（衛生）検査技師会の会員（同時入会可）である者。
 当会ホームページ(www.jamt.or.jp)の「入会専用ページ」から手続きをお願いいたします（詳しくは次ページ）。

令和7年度会員（令和7年4月～翌年3月）

⇒⇒⇒ 入会申込は令和7年2月1日開始

会員資格は令和7年4月1日から（3月31日までに会費支払の確認がとれた方）

- 会員証は令和7年4月1日以降にご自宅住所に届きます。
- 学会や研修会、講習会等の各種行事の申込みは開催年度を問わず令和7年3月31日までは行えません。
- 日臨技共済制度の適用は最短で4月1日からです。適用時期は、次ページの「日臨技共済制度の適用時期について」をご確認ください。

令和6年度会員（令和6年4月～令和7年3月）

⇒⇒⇒ Web申込令和7年1月31日終了

会員資格は令和7年3月31日まで←要注意

期間は短くても令和6年度会員になりたいという方に有効です。ただし、年会費は1年分お支払いいただきますので、入会年度に十分ご注意ください。

- 令和7年2月1日以降で令和6年度入会をご希望の方は事務局までお問合せください。

入会（新入会・再入会）初年度の年会費は払込票決済（コンビニまたは郵便局で支払）、クレジットカード決済のいずれかでお支払ください。2年目（翌年度）以降の年会費は口座振替となります。「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（口座振替依頼書）」をご提出ください。

※所属する都道府県技師会の入会金・年会費の金額は、Web入力画面で確認できます。

web申請できない方はホームページから「入会申込書」「口座振替依頼書」をダウンロードし、所定の事項を記入・押印の上、事務局に郵送してください。事務局で代理入力の上、初年度会費の払込票をお送りします。ダウンロード・プリントアウトができない場合は、事務局までご相談ください。

再入会の方は従前の会員番号を継続使用します。氏名、生年月日を入力しますと従前の会員番号が表示されず。ご不明な場合は事務局へお問い合わせください。

お問い合わせ先 Tel:03-3768-4722 mail:jamt@jamt.or.jp（一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 事務局）

クレジットカード決済でのサンプル画面

重要: 決済時の個人のクレジット情報は、信頼のおける金融機関であるみずほファクター株式会社（登録番号：関東財務局長（11）第00459号、PCIDSS準拠の決済代行業者）のサーバーを「通過」して各クレジット会社のサーバーへリンクする決済システムで「処理」されます。日臨技は関与せず、日臨技会員管理システムでも、クレジット情報は一切保持しませんので、ご安心ください。

新・再入会希望の皆様へ

※会員の皆様、お知り合いの入会希望者に本案内を広めていただければ幸いです。

入会手続きは日本臨床衛生検査技師会(JAMT)トップページの「入会はこちら」をクリック

画面に従って入会申請手続きを進めてください。

会員専用ページ > **入会・再入会はこちら >** 学会・研修会受付専用サイト > ※行事受付担当者専用 研修会・学会検索 事前申込 >

パスワード再発行 >

I. 入会申込

◀入会の資格▶
臨床検査技師・衛生検査技師の免許を有している者

1) 入会（新入会・再入会）を希望される方は、**入会専用ページ**からお手続きください。
WEB申請できない方は、「入会申込書」「口座振替依頼書」をダウンロードし、所定の事項を記入・押印のうえ、日臨技事務局に郵送してください。
(再入会の場合：会員番号は従前の会員番号を使用します。)

入会手続

- 入会申請ページからの入会手続き
- 入会申込書（新入会・再入会）・口座振替依頼書のダウンロード

最終画面で「入会申込書」「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（口座振替依頼書）」を必ずプリントアウトして事務局までご郵送ください。

プリントアウトができない場合には事務局までご相談ください。

※最終画面まで進まずに手続きを中断された場合は最初から再入力が必要な場合があります。ご注意ください。

日臨技共済制度の適用時期について

3月15日までに年会費の支払が完了すれば、新年度の4月1日より適用となります。

お支払がその月の15日までに完了していれば、会員資格を得て翌月より適用となります。また、お支払がその月の16日から末日までに完了した場合は、翌々月より適用となります。

※例 5月1日から日臨技共済制度を適用するには、4月15日までに年会費の支払いを完了する。

入会后、次年度以降の納付は口座振替となります。

継続する正会員の会費の納入は、口座振替による自動引落となっています。口座振替はもっともローコストな運用方法で、コスト削減にもつながりますのでご協力をお願いいたします。

毎年、払込票で会費支払いを継続されている皆さまには、会員間の公平性の原則から手数料340円のご負担をいただいております。極力、口座登録手続きを行うようお願いいたします。

新入会・再入会の手続きの際に口座振替依頼書を未提出の方は、「口座振替依頼書」を印刷、必要事項を記入・押印のうえ、速やかに郵送をお願いします。

- 令和6年度会員として入会：令和7年1月10日までに上記手続き完了（令和7年度分の手数料は発生しない。）
- 令和7年度会員として入会：令和8年1月10日までに上記手続き完了（令和8年度分の手数料は発生しない。）

※曜日の並びにより、提出期限が前後する場合があります。

なお、金融機関お届け印の間違い等で口座振替登録が滞るケースもあります。この場合、手続きの書類を再提出していただくこととなりますが、期間内に手続きが完了できず、次年度会費の口座振替ができない場合は手数料が請求されますのでご注意ください。